

# 調布市多摩川自然情報館展示等業務委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、「調布市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、調布市多摩川自然情報館展示等業務委託事業者候補選定について必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 件名

調布市多摩川自然情報館展示等業務委託

### (2) 業務を委託する施設

ア 名称 調布市多摩川自然情報館

イ 所在地 調布市染地3丁目8番地26

ウ 開館時間 午前9時から午後5時まで

エ 休館日 年末年始（12月29日から1月3日まで）、その他臨時休館日

オ 関係例規 調布市多摩川自然情報館条例、調布市多摩川自然情報館条例施行規則

### (3) 業務の目的

多摩川を中心とした自然環境を学ぶ機会と環境学習の場を提供し、情報の収集及び発信、環境や生物多様性の保全に対する意識の向上とともに、将来の人材育成を図る。

ア 調布市多摩川自然情報館における展示やイベント

(ア) 多摩川を中心とした自然環境を、環境保全や生物多様性等の観点から学び、意識の向上を図る。

(イ) 環境に関する市民活動の活性化、人材育成

・市民・市民団体・事業者等との協働及び調整

・多摩川自然情報館ボランティア解説員制度の活性化

イ 情報の収集及び発信

展示及びインターネット等（独自のホームページやブログの運営、SNS等）を活用し、多摩川を中心とした市内自然環境の情報収集と情報発信をすることにより、市内自然環境への関心・興味をもってもらおう。多摩川自然情報館への来館及び多摩川への来訪への動機づけをする。

・多摩川を中心とした市内自然環境の情報収集と情報発信

・多摩川自然情報館の展示やイベント等の情報発信

### (4) 業務内容

調布市多摩川自然情報館（以下「館」という。）の展示等の業務について委託契約を締結し、受託事業者は、次の各項目に掲げるところにより実施するものとする。

ア 総括的な内容

(ア) 展示物の作成及び運営に関すること

- (イ) 展示物及び多摩川を中心とした自然環境の展示解説員を配置すること
- (ウ) 土日祝日の館の管理に関すること
- (エ) イベント等の事業に関すること
- (オ) 多摩川を中心とした自然環境の情報の収集・発信に関すること
- (カ) 広報に関すること
- (キ) その他，市長が指定する事務に関すること
- (ク) 前各号に掲げるものに付随する業務に関すること

#### イ 展示業務

##### (ア) 展示作成

上記「(3)業務の目的」を達成するための展示を行うこと。年2回から3回程度の展示替えを行う。

##### ※展示及びイベントの対象・利用者層

子どもから大人まで楽しめる展示・イベントを想定

※展示については，以下の内容を想定しているが，一度に全て展示する必要はない。（数年間のうちにいずれかの展示を順次行っていく。）ただし，展示室の一部は，常時，市内多摩川の情報を発信し，ビジターセンター的役割を果たす必要がある。

なお，展示場所は，2階展示室・学習室・廊下とする。その他，館内（テラス（旧幼児用プール），1階共用部分等）も適宜活用可能。

- ・多摩川や野川などの自然環境を学ぶ
- ・深大寺・佐須地域等の自然環境を学ぶ
- ・市内の環境（湧水・水質・大気・土壌など）を学ぶ
- ・多摩川流域や調布市内の生態系の現状を調査し，展示や広報に活用する。
- ・これまでに行政や市民等が収集した成果物を整理し，必要に応じて展示や広報に活用する。
- ・地球温暖化対策などを学ぶ
- ・その他

##### (イ) 市民協働

展示物の企画や調査，制作等に当たっては，市民参加・協働の視点を取り入れること。

##### (ウ) 情報収集・発信

上記「(3)業務の目的」を達成するための情報収集を行い，情報の蓄積及び整理を行うこと。また，積極的な情報発信を行うこと。情報発信に当たっては，インターネット等（独自のホームページやブログの運営，SNS等）を活用すること。

##### (エ) 広報

展示物及び館の運営に関連した広報を行うこと。ポスター，チラシなどの印刷物原稿を作成する（ポスター，チラシは，委託者が印刷する）。その他館内配布物については必要部数印刷するほか，調布市ホームページの元原稿などを作成すること。さらに，積極

的な広報を実現するため、インターネット等（独自のホームページやブログの運営，SNS等）を活用すること。

(オ) 事業（イベント等）の開催

以下の事業の企画，運営，広報，事前準備，当日作業，当日人員配置等を行うこと。

- a 多摩川自然情報館夏まつり（子どもたちの夏休みに合わせ，館の来客数増加を図るために実施）
- b 多摩川自然情報館秋まつり（地域交流全館まつり）（情報館1階の福祉サービス施設（わかば事業所）及び染地ふれあいの家（自治会等）と共に開催する）。
- c イベントを年10回以上行うこと。
- d 調布市環境部環境政策課が主催する調布市環境フェア（6月実施）への参加
- e ふじみ衛生組合が主催する，ふじみまつり（クリーンプラザふじみ）への参加
- f その他，他自治体，国及び都など関連団体が実施するイベント等（館の業務目的に関連するもの）への参加及び資料提供。

ウ 土日祝日等館の管理業務

(ア) 原則

原則として，平日は1階福祉サービス施設（わかば事業所）が館の管理業務を行い，土日祝日は，本受託者が館の管理業務を行う。加えて，下記(イ)b, cに定める対象日も館の管理業務等を行うこと。なお，館の管理業務を行った場合，日報（指定様式）を作成すること。

(イ) 対象日

- a 土日祝日の館の管理業務：土曜日，日曜日，国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日をいう。）において館を開館し，展示解説員を1人以上配置すること。ただし，12月29日から1月3日を除く。
- b 平日の館の管理業務：市が指定する平日（年14日程度）において館を開館し，1人以上配置して管理すること。
- c 夏季特別解説日の展示解説業務：子どもの夏休み期間中（原則7月21日から8月31日）の平日において展示解説員1人以上を配置し，展示物の解説等を行うこと。

(ウ) 業務内容

上記(イ)対象日は展示解説員を配置すること。

管理業務は，上記の(イ)a, bについて，鍵開け，機械警備解除，エレベーター稼働，巡視，館内清掃，トイレ掃除，展示解説，来館者対応，展示関連作業，情報収集，エレベーター停止，機械警備セット，施錠鍵閉め等とする。

展示解説業務は，上記の(イ)cについて，管理業務を除く展示解説，来館者対応，展示関連作業，情報収集等とする。

なお，展示解説員は，展示物について基本的な説明ができるよ

う、自然環境についての基礎的な知見を有する者を配置すること。  
エ 館の運営支援業務

- (ア) 多摩川自然情報館ボランティア解説員制度の運営  
養成講座を修了し、登録されているボランティア解説員（平成29年11月現在、登録人数25人。平成28年度活動実績：活動実人数9人、延べ活動日数40日、延べ活動時間150時間）の活動支援及び日程等の調整を行うこと。  
なお、ボランティア解説員の活動に当たっては、交通費相当分として、1日当たり（3時間以上勤務）一律400円を支給すること。
  - (イ) 多摩川自然情報館ボランティア解説員養成講座の実施  
既に作成してあるボランティア解説員養成講座テキストを用い、ボランティア解説員養成講座（6時間×2日間×10人程度）を年1回実施する。既存の本養成講座テキストは、展示物に合わせて改訂すること。
  - (ウ) 市内中学生職場体験（6月頃の平日5人×3日間×1回程度）及び大学生インターンシップ（夏季特別解説日（上記ウ(イ)c）1人×3日間程度）の受け入れ
  - (エ) 市民ニーズの把握，利用者との調整  
館の運営について，市民ニーズの把握及び利用者との調整をする。
  - (オ) 市内環境関係市民団体との調整・協働
  - (カ) 市が実施する環境学習支援事業との連携・調整  
水辺の楽校，こどもエコクラブ，環境モニター，雑木林ボランティア講座等の事業について適宜連携・調整を図る。
  - (キ) 都立神代植物公園植物多様性センターやクリーンプラザふじみ内の環境学習機能との連携・調整
  - (ク) 市民・市民団体・事業者との協働の推進
  - (ケ) 学校教育との連携  
小学校の総合学習における環境学習プログラムの提供及び支援（講師派遣等，年3回以上）。その他，学校教育と連携し，環境教育・環境学習を推進すること。
  - (コ) 団体見学の受け入れ  
市の施設や関連団体等により希望があった場合，団体見学を受け入れ，解説やイベントなどを実施する。
  - (サ) 市主催・共催事業（多摩川外来植物駆除活動（年2回程度）等）への協力
  - (シ) イベント（申込制イベント，夏まつり・秋まつり）開催時以外の入館者数を増やす取組
  - (ス) その他
- (5) 委託期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- (6) 委託料（調布市多摩川自然情報館展示等業務委託料）の算定

委託料は、人件費、消耗品等により算定する。

(7) 予算

平成30年度（予定）

款20衛生費 項05保健衛生費 目15環境整備費

大05環境保全事業費

中82多摩川自然情報館施設管理運営費

小20施設管理運営等業務委託料 節13委託料

予算額 7,495,200円（税込）

※市議会で予算承認を得ることを要件とする。

(8) その他

本業務は、履行状況に応じて複数年（5年間）を予定しているが、本選定はそれを約するものではない。

※平成31年度以降は毎年度同額程度を予算要求予定。

(9) 留意事項

ア 事務室の設備

事務室には、机、いす、ロッカー、冷凍冷蔵庫、棚等を備えている。携帯電話1台、インターネット接続環境（有線）を備えているが、パソコンやプリンター等は事業者で用意すること。なお、携帯電話使用料及びインターネット通信費は、市の負担とする。

イ 展示用備品等

展示用備品等として、パネルフレーム（A1サイズ30個程度、B2サイズ10個程度）、写真用額縁、自立型パーティション（90\*180cm）10個程度、水槽、パンフレットスタンド2台、木製パンフレットスタンド2台、120cm水槽1セット、90cm水槽4セット、等を備えている。

ウ プロジェクター等

プロジェクター、スクリーンは、土日祝日のみ使用できる。

エ イベント用備品等

イベント用備品として、手網（柄30cm）100本程度を備えている。館用のライフジャケットは備えていない。

オ 館内清掃用具

館内清掃用具は、市の負担とする。

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格

参加申込時において、次の各号に掲げる条件を満たしていること。

(1) 次に掲げる営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。

ア 催事関係業務（必須）

イ 土木・水系関係調査業務、環境アセスメント関係調査業務（いずれか1種目以上）

(2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
  - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定
  - イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定
  - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (8) 環境施策（環境学習展示，環境学習事業，環境基本計画，緑の基本計画，生物多様性地域戦略，河川調査等）に関する官公庁からの業務受託実績が，過去3年間において1件以上有すること。
- (9) 相互に資本関係又は人的関係にあるものが本プロポーザルに参加していないこと。

## 5 募集内容

- (1) 募集方法
  - 市報，ホームページ等を通じて募集
- (2) 応募方法
  - プロポーザルに応募した事業者（以下「応募事業者」という。）は，参加申込に当たり調布市が指定した期間に持参又は郵送（必着）で以下の提出書類（予定）を1部ずつ提出しなければならない。
    - ア 「調布市多摩川自然情報館展示等業務委託事業者候補選定プロポーザル参加申込書」（様式1，ただし，2ページに収め，両面印刷にすること。）
    - イ 法人の概要・事業内容が分かる書類（様式任意：パンフレット等）
    - ウ 環境施策に関する官公庁からの業務受託実績が分かる書類（様式任意：業務実績資料，様式1に記載した件名の契約書・仕様書のコピー等）
- (3) 応募期間及び受付時間
  - ア 応募期間
    - 平成30年1月11日（木）～25日（木）正午（持参の場合は，土・日曜日，祝日を除く）
  - イ 受付時間
    - 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
    - ただし，最終日は正午まで
  - ウ 提出場所
    - 調布市役所8階 環境政策課
  - エ その他
    - プレゼンテーション審査におけるプレゼンテーションの順番は，応募受付順ではない。

- (4) 参加資格及び応募に関する質問
- ア 参加資格及び応募に関する質問の方法  
電子メールにより受付ける。質問事項，事業者名，担当者名，電話番号，電子メールアドレスをメール本文に明記のうえ，環境政策課の電子メールアドレス宛に送信すること。また，未到着を防止するため，送信後に電話確認をすること。
- イ 質疑受付期間  
平成30年1月11日（木）～1月17日（水）正午  
※ 受付期間以外の送信や，定められた質問方法以外の質問には回答しない。
- ウ 回答の方法  
平成30年1月22日（月）までに，質疑内容とその回答を市ホームページ（本件の募集ページ）に掲載する。なお，本業務の応募に必要なと判断される質問のみ受け付けるものとする。

## 6 参加資格審査

- (1) 参加資格の審査  
応募事業者について，前記4に規定する参加資格の有無を審査する。
- (2) 参加資格審査結果の通知  
全応募事業者に対し，参加資格の審査結果を平成30年1月31日（水）までに電子メールにて通知する。併せて，その内容を書面にした文書を発送する。
- (3) 参加資格審査結果に関する質問
- ア 参加資格の審査の結果，参加資格を有しないとされた事業者は，その理由について，市に説明を求めることができる。
- イ アの説明を求めようとする事業者は，平成30年2月5日（月）正午（必着）までに，市に書面を直接持参又は郵送により，説明を求めなければならない。
- ウ 平成30年2月6日（火）までにイの質問に対する回答をする。
- (4) 施設見学会  
応募事業者は，下記の日時に限り施設見学会として館を見学することができる。（施設見学会では，事務室，倉庫，染地ふれあいの家等も見学可）
- ア 施設見学会日時  
平成30年1月29日（月）午前10時～1時間程度を予定
- (5) 応募事業者からの企画提案書に関する質疑応答
- ア 質疑の方法  
応募事業者からの質疑については，電子メールにより受付ける。質問事項，事業者名，担当者名，電話番号，電子メールアドレスを明記のうえ，環境政策課の電子メールアドレス宛に送信すること。また，未到着を防止するため，送信後に電話確認をすること。
- イ 質疑受付期間  
平成30年1月26日（金）～1月31日（水）正午  
※ 受付期間以外の送信や，定められた質問方法以外の質問には回

答しない。

#### ウ 回答の方法

平成30年2月5日(月)までに、参加資格を有する全ての応募事業者へ、質疑内容とその回答を電子メールで回答する。

### 7 企画提案書の提出

- (1) 参加資格を有する応募事業者は、平成30年2月9日(金)正午までに持参又は郵送(必着)で環境政策課まで以下の提出書類(予定)を必要部数提出しなければならない。

#### ア 提出書類

下記(ア)、(イ)、(ウ)について、それぞれ12部ずつ提出すること。ただし、それぞれ記名2部、無記名10部とする。

- (ア) 企画提案書(様式任意：A4判，縦型，左綴じ，40ページ以内，要ページ番号，※両面印刷可。※A3判折込も可，その場合は片面につき2ページ分と換算)

- a 本実施要領に基づいたものとする。
- b 基本的な方針，業務内容の具体案等を盛り込むこと。
- c 平成30年度の事業計画を示すこと。特に，展示と事業については詳細まで示すこと。
- d 情報収集・発信，イベント開催時以外の入館者数を増やす取組，市民・市民団体・事業者との協働の推進，ボランティア解説員制度の活性化について，それぞれ示すこと。(取組内容は重複可)
- e 平成31年度以降のビジョンを示すこと。
- f 調布市環境基本計画を達成するための館の役割について示したもの。ただしfの内容について(ウ)の見積額には含めないこととし，fに係る見積額は別途記載すること。  
※fの内容について選定時の評価対象とするが，実施するかどうかは候補事業者と協議するものとする。

- (イ) 人員体制書(様式任意：本業務に係るもの)

- (ウ) 平成30年度の見積書及び参考までに平成31年度，平成32年度，平成33年度，平成34年度の見積書(様式任意：内訳書も要添付)。ただし，平成30年度予算額以内に収まっていることとし，見積書の金額についての評価はしない。

#### イ 留意事項

上記アの提出書類について，受付後の追加及び修正は原則認めない。

### 8 審査概要

- (1) 審査委員会

「調布市多摩川自然情報館展示等業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)」を設置し，企画提案書類等の審査を行う。委員会には，委員長を置く。

- (2) 委員会構成(予定)

構成人数は，以下の7人以内とする。

ア 調布市環境保全審議会が推薦する市民1人

イ ちょうふ環境市民会議が推薦する市民1人



- ウ 環境部次長
- エ 環境部環境政策課長
- オ 環境部環境政策課環境保全係長
- カ 行政経営部広報課長補佐
- キ 調布市教育委員会教育部指導室指導係長

### (3) 審査方法

#### ア 評価

(ア) 審査委員会委員（以下「審査委員」という。）は、応募事業者から提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーションを受け、別に定める評価項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は、加点方式により行う。

#### イ 書類審査

参加資格を満たすと判断された事業者が6事業者以上あった場合、企画提案書等による書類審査を行い、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位5事業者までを、次のプレゼンテーション審査の対象とする。

参加資格を満たすと判断された事業者が5事業者以下の場合、参加資格を満たす、全ての事業者を次のプレゼンテーション審査の対象とする。

#### ウ プレゼンテーション審査

一次審査を通過した事業者に対して、二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。最も成績の良かった事業者を当該業務の契約の相手方となる事業者候補として選定する。プレゼンテーションは、1事業者当たり25分間程度を予定し、スクリーンの使用を可とする（ノートパソコン、USBメモリ、CD、プロジェクターは持参）。

#### エ 選定

(ア) 各審査委員は、評価得点の高いものから応募事業者の順位を定めるものとする。

(イ) (ア)により、複数の応募事業者において評価得点が高点のときは、各審査委員は総合的な評価により、当該応募事業者の順位を定めるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)により、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。なお、複数の応募事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該応募事業者において第2位の順位獲得数の多い応募事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該応募事業者において、各審査委員の評価得点の合計が最も高い応募事業者を上位とする。

(エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。

(オ) 委託事業者候補選定後、上位の応募事業者が辞退又は失格となったときは、下位の応募事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるも

のとする。

(カ) 審査の対象となる応募事業者数が1事業者以下の場合は、別の方式による評価を加えて行うことができる。

ウ 最低基準

委託事業者候補の選定に当たっては、評価得点に最低基準を設け、応募事業者の評価得点が、その基準に満たないときは、当該応募事業者を委託事業者候補として選定しない。

エ 審査結果の報告

委員会は審査結果を市長に報告する。

オ 事業者候補の決定

市長は、前項目の報告に基づき調布市多摩川自然情報館展示等業務委託事業者候補を決定する。

カ 最終選定結果の通知

市長は、前項目の決定に基づき、平成30年3月7日（水）までに全応募事業者に選定結果を通知する。

キ 選定結果に対する質問

審査により選定されなかった事業者は、審査結果について、下記日程で書面（直接持参又は郵送（必着））にて説明を求めることができる。

(ア) 書類審査結果についての問い合わせ

平成30年2月22日（木）正午まで

(イ) プレゼンテーション審査結果についての問い合わせ

平成30年3月13日（火）正午まで

## 9 日程（予定）

平成30年1月10日（水）第1回審査委員会開催

1月11日（木）ホームページ実施要領掲載，窓口配布開始

1月17日（水）正午 参加資格及び応募に関する質問締切

1月22日（月）参加資格及び応募に関する質問回答期限

1月25日（木）正午 参加申込書・施設見学会意向調査締切

1月29日（月）施設見学会（午前10時～予定）

1月31日（水）企画提案書に関する質疑締切（正午）

事業者へ参加資格審査結果の通知

2月 5日（月）参加資格審査結果質問締切（正午）

企画提案書に関する質疑に対する回答期限

2月 6日（火）参加資格審査結果質問回答期限

2月 9日（金）正午 企画提案書提出締切

2月14日（水）又は2月15日（木）書類審査（6事業者以上申込みの場合）（2月5日（月）までに日程決定）

2月19日（月）書類審査結果通知

2月22日（木）正午 書類審査結果に対する質問締切

2月26日（月）書類審査結果に対する質問回答期限

- 2月28日（水）午後 プレゼンテーション審査
- 3月7日（水）プレゼンテーション審査結果の通知
- 3月13日（火）正午 プレゼンテーション審査結果に対する質問締切
- 3月16日（金）プレゼンテーション審査結果に対する質問回答期限
- 4月1日（日）委託契約締結

## 10 評価基準（予定）

- (1) 知識・技術力・専門性，情報処理・発信能力
- (2) 業務実績
- (3) 企画力，創意・工夫
- (4) 意欲・熱意
- (5) 妥当性
- (6) 調布市の特性理解度
- (7) 的確性，実現性
- (8) 業務量，業務内容の質
- (9) 人員配置

## 11 情報公開及び提供

- (1) 調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）に基づき，プロポーザル実施に関する情報について，情報公開及び情報提供するものとする。  
ただし，調布市情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）及び第3号（事業者その他の団体に関する情報で，公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては，非公開とする。
- (2) 本プロポーザルの募集内容，選定結果について，ホームページ等で公表する。  
ただし，候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

## 12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし，当該事業者を候補者として選定しない。

なお，失格事項に該当した事業者は，判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できないものとする。

また，失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には，当該事業者の順位を無効とし，次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの
- (2) 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし，勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出，回答，報告等，市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 見積書が見積限度額を超える場合
- (7) 見積書と内訳書の金額が一致しない場合
- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等があったと認められる場合

### 13 その他

- (1) 応募事業者から提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (2) 応募に際して要した費用は、応募者の負担とする。
- (3) 1事業者からの提案は、1提案とする。
- (4) 本事業は、調布市議会において、予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保等ができなかった場合は、この事業は実施しない。
- (5) 本プロポーザルは、優れた提案の候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (6) 本プロポーザルは、当該業務の契約の相手方となる候補者を選定するものであり、委託契約の締結は、市と受託候補者との協議により確定する。
- (7) 本プロポーザルは、企画・提案能力のある事業者を選定するため、事業者選定後、双方の協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
- (8) 応募事業者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プレゼンテーション審査前日まで（必着）に環境政策課へ辞退する旨の書類を提出すること。また、それまでに提出された書類等は理由の如何に関わらず返却しない。
- (9) 本プロポーザルに関する問合せ先

東京都調布市環境部環境政策課環境保全係 担当：濱地<sup>はまじ</sup>・下妻<sup>しもつま</sup>  
〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 市役所8階  
電話：042-481-7086 FAX：042-481-7550  
Eメール：kankyou@w2.city.chofu.tokyo.jp

#### 附 則

この要領は、平成30年1月10日から施行する。